

「地域就労支援コーディネーター業務及びパーソナル・サポート事業業務」
受託候補者選定基準

1 選定方法

- (1) 審査対象となった提案について、提案書内容、経費見積価格を基に「提案点」並びに「価格点」を算出し、その合計点数として「評価点数」を算出し、委員の評価点数の平均点を「総合評価点」とする。
- (2) 「評価点数」は100点を満点として、内訳は「提案点90点」「価格点10点」とする。
- (3) 申込者が4者以上ある場合は、様式4～6による「提案点」の事前書類審査を実施し、その評価点数の高い上位3者をプレゼンテーション審査の対象とする。
- (4) 審査はプレゼンテーションの内容も踏まえて総合的に評価を行い、受託候補者を選定する。
- (5) 「総合評価点」の同じ者が2者以上ある場合は、「提案点」が高い者を受託候補者として選定する。
- (6) 受託候補者との協議が合意に至らなかった場合は、次点の者と協議に入ることとする。
- (7) 受託候補者の「総合評価点」が満点の6割に達しない場合及び選定基準における各評価項目の合計得点が最低点になった場合は、再募集とする。

2 評価基準

(1) 提案点

ア 点数配分

企画提案書及びプレゼンテーションの内容について採点を行うこととし、点数配分は以下のとおりとする。

※ 事前審査においても以下の点数配分とする。

項目	評価の視点	配点	備考
(A) 事業者に関する事項			
基本方針	● 業務を実施するにあたっての基本方針が、本市の第3次地域就労支援基本計画の基本理念等と合致しているか。	5点	様式第5号別紙
課題の認識並びに解決	● 本市において両業務を実施するにあたり、現状及び課題を正確に把握できているか。また、課題に対する解決策が妥当であり実現可能であるか。	5点	様式第5号別紙

類似業務の実績	<ul style="list-style-type: none"> ● 就労相談や生活相談等の相談業務及び日常的自立、社会的自立の実現を図る支援等、両業務に類似する業務を実施した実績があるか。 	5点	様式第6号
(B) 事業運営に関する事項			
業務執行体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 両業務に必要なとされる十分な人員配置がなされ、かつ専門知識や実績を有している人員を配置できるか。 	5点	様式第7号
人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 両業務に必要な知識の習得及び資質の向上のための人材育成計画が立てられているか。 	5点	様式第5号別紙
コンプライアンスの遵守等	<ul style="list-style-type: none"> ● コンプライアンスの遵守等についての対策が十分になされているか。また、個人情報保護に関する具体的な対策が整備されているか。 	5点	様式第5号別紙
業務の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 支援員のバーンアウト防止や拠点間の技術（アセスメント、記録等）、利用者数、業務量等の不均衡に対する指導、教育、管理、運営を行う体制がとれているか。 	5点	様式第5号別紙
(C) 事業内容に関する事項			
地域就労支援コーディネーター業務	<ul style="list-style-type: none"> ● アウトリーチ等により支援を必要とする者を積極的に把握し、能動的な支援を実施する旨の提案となっており、かつ実施することができる内容か。 	10点	様式第5号別紙
	<ul style="list-style-type: none"> ● 就労後も、職場定着を実施する旨の提案がなされ、かつ実施することができる内容か。 	10点	様式第5号別紙
パーソナル・サポート事業業務	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常的・社会的・経済的自立に問題を抱えている者に対して、自立を促す支援を実施する旨の提案となっており、かつ実施することができる内容か。 	10点	様式第5号別紙
	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談業務、社会的居場所業務、就労体験業務の実施にあたって、効果的な支援ができる環境を整えることができるか。 	10点	様式第5号別紙

連携等による効率的・効果的な業務実施	● 業務間連携が十分に図られており、効率的・効果的な業務の実施が見込めるか。	5点	様式第5号別紙
支援のネットワーク構築	● 両業務の目的を実現するにあたり、効果的な支援を可能とする関係機関とのネットワーク構築が見込めるか。	5点	様式第5号別紙
独自提案	● 仕様書に示された事項以外に、両業務の目的達成のために有益な取り組みが提案され、かつ実現可能な内容となっているか。	5点	様式第5号別紙
合計 90点			

イ 採点の目安

採点の目安は、以下のとおり5段階で配点し、絶対評価で採点を行う。

非常に優れている	優れている	標準である	劣っている	非常に劣っている
5	4	3	2	1

(2) 価格点

ア 算出方法

様式第9号により評価を行う。経費見積価格の価格点の評価は、全候補者のうち、最低見積額を提示した候補者を10点とし、2位以下については、下記の演算式によるものとする。

(参加業者中最低見積額 / 各社見積額) × 10点 (小数点以下は切り捨て)

なお、提案上限額を超える見積価格を提出した者は評価しないものとする。

3 審査結果の通知

審査結果は、書類審査後、面接審査後の2回に分けて、以下の期日までに電子メール又は郵送にて通知する。なお、書類審査を行わない場合も、プレゼンテーション実施要請通知を送付する。

(1) 第1回通知 (書類審査後)

令和5年2月17日 (金)

(2) 第2回通知 (面接審査後)

令和5年3月上旬